

**改正**

令和3年4月23日規則第12号

令和4年2月22日規則第4号

令和5年3月31日規則第6号

河津町情報公開条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、河津町情報公開条例（平成14年河津町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(開示請求書)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する開示請求書の様式は、様式第1号による。

(開示決定等の通知書)

**第3条** 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による。

- (1) 条例第11条第1項の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 様式第2号
- (2) 条例第11条第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 様式第3号
- (3) 条例第11条第2項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定 様式第4号

(開示決定等の期間の延長通知書)

**第4条** 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式による。

- (1) 条例第13条第2項の書面 様式第5号
- (2) 条例第13条第3項の書面 様式第6号

(事案移送通知書)

**第5条** 条例第14条第1項の書面は、様式第7号による。

(第三者に対する通知)

**第6条** 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式による。

(1) 条例第15条第2項の書面 様式第8号

(2) 条例第15条第3項の書面 様式第9号

(電磁的記録の開示方法)

**第7条** 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行う。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「フロッピーディスク等」という。）に複写したものの交付

(公文書の開示の実施)

**第8条** 公文書（公文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものと並びに専用機器により再生したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写し（前条第1号に規定する録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものと並びに同条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものと並びにフロッピーディスク等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

(審査会諮問通知書)

**第9条** 条例第20条の規定による通知は、様式第10号による審査会諮問通知書により行わなければならない。

**第10条から第12条まで** 削除

(出資法人等)

**第13条** 条例第30条第1項に規定する規則で定める出資法人等は、次に掲げる団体とする。

(1) 町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

(2) 前号に掲げるもののほか、町の事務又は事業と密接な関連を有する団体であつて、当該団体の保有する情報の公開を推進することが必要であると実施機関が認めるもの

(実施状況の公表)

**第14条** 条例第33条の規定による公文書の開示の実施状況の公表は、広報かわづに登載することにより行う。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年4月23日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則 (令和4年2月22日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

#### 附 則 (令和5年3月31日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）  
 様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

様

開示請求者

郵便番号

住所又は居所

氏 名

（法人その他の団体にあつては主たる  
 事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

河津町情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
開示の方法の区分 希望する方法に○ をつけてください	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付 (1) ① 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 ② 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。 (2) ① 窓口での交付を希望する。 ② 郵送での交付を希望する。
連絡先 請求内容について 照会することがあ りますので、担当 者の氏名、電話番 号等を記入してく ださい	

以下の欄には記入しないでください

処理状況	1 即日      2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合だけ記入すること。)	
所管課	
備考	

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、河津町情報公開条例第11条第1項の規定により、つぎのとおり全部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
所管課等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ所管課等に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示できなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、河津町情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
所管課等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ所管課等に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示できなくなる場合があります。
- 4 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 5 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表するものはその長。）提起することができます（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として提起することができます。

公文書非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、河津町情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

公文書の名称	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
所管課等	電話番号
備考	

- (注) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として(訴訟において実施機関を代表するものはその長。)提起することができます(なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として提起することができます。

様式第5号（第4条関係）  
様式第5号（第4条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、河津町情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課等	電話番号
備考	



開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、河津町情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称			
条例第13条第1項の規定による決定期間	年	月	日から 年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年	月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分		
残りの公文書について開示決定等をする期限	年	月	日
条例第13条第3項の規定を適用する理由			
所管課等	電話番号		
備 考			

様式第7号（第5条関係）  
様式第7号（第5条関係）

事 案 移 送 通 知 書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、河津町情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送先の実施機関において行われます。

公文書の名称		
移送先	実施機関	
	所管課等	
移送をした日		
移送の理由		
移送元の所管課等		電話番号
備 考		

意見照会書

第 号  
年 月 日

様



河津町情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに対する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

この開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、年 月 日までに意見書を提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (所管課等)	電話番号
備考	

開示決定をした旨の通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで請求があったあなたに対する情報が記録された公文書の開示をすることを次のとおり決定したので、河津町情報公開条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容のうち開示決定に係る部分及びその理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課等	電話番号
備考	

審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様



次のとおり開示決定等に対する不服申立てについて、河津町情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、河津町情報公開条例第20条の規定により通知します。

公文書の名称	
不服申し立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
所管課等	電話番号
備考	